

阿賀野市告示第 88 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、歳入金の徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 9 日

阿賀野市長 田 中 清 善

委託した歳入の種類及び事務	委託先の氏名及び住所 (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)	委託期間
水原総合体育館、水原屋内運動場、堀越児童屋内体育館、水原野球場、水原テニスコート、水原ゲートボール場、安田体育館、大和体育館、山手体育館、立川記念屋内球技練習場、城ノ内野球場、城ノ内テニスコート、安田橋運動公園、京ヶ瀬屋内運動場、水原中学校体育館・屋外運動場照明施設、水原小学校体育館・屋外運動場照明施設、安野小学校体育館、分田体育館、安田中学校体育館、安田小学校体育館、京ヶ瀬中学校体育館・柔道場、京ヶ瀬小学校体育館・屋外運動場照明施設、安田公民館、水原公民館、ふれあい会館の使用料の収納事務	公益社団法人 阿賀野市シルバー人材センター 代表理事 山口 鉄 夫 阿賀野市外城町 10 番 5 号	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
吉田東伍記念博物館の入館料・使用料・冊子等販売代金の収納事務		
笹神体育館、笹神屋内運動場、笹神中学校体育館・武道場、笹岡小学校体育館、神山小学校体育館の使用料の収納事務	公益社団法人 阿賀野市シルバー人材センター 代表理事 山口 鉄 夫 阿賀野市外城町 10 番 5 号 NPO 法人 阿賀野市総合型クラブ 理事長 國 井 嘉 樹 阿賀野市笹岡 157 番地 1	